

**デジタル時代の著作権協議会
平成22年度第1回著作権ビジネス研究会 議事要旨**

日時：平成22年7月20日（火）14：00～15：30

場所：著作権情報センター（CRIC）会議室

議題1：今年度の活動項目について

議題2：（講演）「電子出版契約についての報告」

議題3：その他

議長：本研究会主査・菅原瑞夫

本年度最初の本研究会において「委員名簿」を配付するとともに、議題進行に先立ち、出席者から自己紹介が行われた。

議題1：今年度の活動項目について

菅原主査は、配布資料「平成22年度著作権ビジネス研究会活動計画」にもとづき本年度の活動計画を説明した。昨年に引き続き、権利情報公開のあり方、権利者情報の共有化、そのガイドラインの拡充等を本研究会活動の基本コンセプトに掲げつつ活動を継続することに加え、特に、昨今の状況に鑑み、コンテンツ情報共有化に向けた検討を充実させることに言及した。

議題2：（講演）「電子出版契約についての報告」

本研究会副主査・伊藤愛子氏（日本文藝家協会著作権管理部長）の講演を聴講した。

配付資料にそって書籍出版と比較し電子出版の概略が説明され、紙媒体では出版前にコストを把握し、それに見あう印税率を決めることができるが、デジタル媒体の電子出版においては事前に把握できないコストや利用頻度などをいかに印税率に反映させるべきかといった実務面での対応方法、あるいは電子出版はデジタル媒体を通して広い範囲で利用されることから、権利者にとっての契約締結の重要性などが述べられた。また、書籍電子化に関連し、紙媒体をデジタル化するためのブックスキャンサービスなる業種が出現しており、関連ホームページ（<http://www.bookscan.co.jp/>など）の掲載内容を参照しつつ、その問題点が提起された。

出席者は、質疑を行うなどして、デジタル化の波が文芸の分野にまでに拡大していること、著作物のデジタル媒体を通じて部分的転載による利用や広範囲利用に対処するため、権利情報の整備に向けた基盤づくりの検討が早急に求められていることなどについて現状認識をあらたにするとともに、ブックスキャンサービスについては、その違法性を話しあった。

政府の電子出版を巡る検討にも注目しつつ、研究会は進捗を見守ることとなった。

議題3：その他

菅原主査より、去る6月25日に開催された「CCDシンポジウム2010」で配布した冊子は事務局に連絡すれば入手できること、本年度の研究会は、昨年度同様、原則として、奇数月の第2月曜日（祭日の場合は翌週に順延）に開催したいこと、この開催日に支障がある場合には事務局へ連絡を乞う旨が伝えられた。

以上